

～大田区立小学校・中学校施設の地域開放使用手続き～

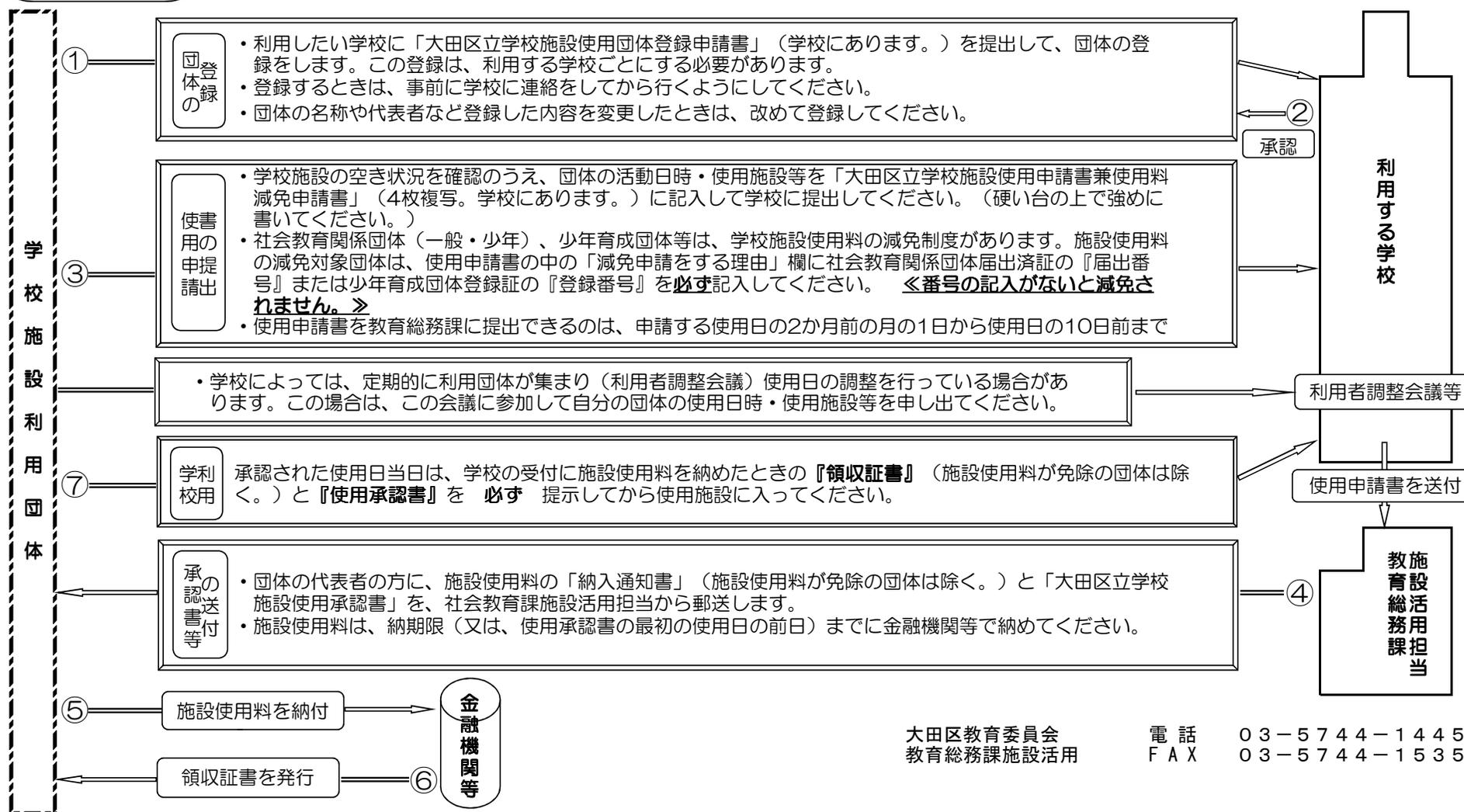
地域開放は、学校教育に支障のない範囲で、小学校及び中学校の施設を社会教育その他公共のために活用することにより、学習、文化及びスポーツなどの地域活動の振興を図ることを目的としています。

利用対象者は

5名以上の団体で、構成員の半数以上が区内在住、在勤、在学者であることが必要です。ただし、宗教団体、政治団体・政党後援会、企業及び営利を目的とした団体などは利用できません。

また、高校生以下の人だけで構成される団体は、成人の代表者が必要で、利用の際にも成人の立会いが必要です。

利用の手続きは



大田区教育委員会
教育総務課施設活用

電話 03-5744-1445
FAX 03-5744-1535